

結果の概要

I 少年鑑別所

1 収容状況

平成25年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は762人で、前年(830人)に比べ68人(8.2%(前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。))減少している。男女別では、男子が689人(構成比90.4%)、女子が73人(同9.6%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりであり、減少傾向にある。

平成16年を100とした指数で見ると、同25年は、総数(男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。)が56(男子58、女子が44)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成16年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
人員	総数	1,357	1,271	1,178	1,036	986	954	895	861	830	762
	男	1,193	1,107	1,041	918	882	853	800	775	750	689
	女	165	165	137	117	104	101	95	86	80	73
指数	総数	100	94	87	76	73	70	66	63	61	56
	男	100	93	87	77	74	72	67	65	63	58
	女	100	100	83	71	63	61	58	52	48	44

(注) 1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある(以下この結果の概要において同じ。)

2 少年鑑別所の統計表(以下記載を省略。)の1表(少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「13-00-01」。以下統計表番号のみ記載。)参照

2 新収容人員

平成25年における新収容人員は11,491人で、前年(12,547人)に比べ1,056人(8.4%)減少している。男女別では、男子が10,382人(構成比90.3%)、女子が1,109人(同9.7%)となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりであり、減少傾向にある。

平成16年を100とした指数で見ると、同25年は、総数が55(男子が56、女子が43)となっている。

第2表 新収容人員の推移

区分	平成16年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
人員	総数	21,031	19,626	18,171	15,800	15,098	14,565	13,639	13,189	12,547	11,491
	男	18,480	17,085	16,017	14,012	13,504	13,026	12,189	11,834	11,366	10,382
	女	2,551	2,541	2,154	1,788	1,594	1,539	1,450	1,355	1,181	1,109
指数	総数	100	93	86	75	72	69	65	63	60	55
	男	100	92	87	76	73	70	66	64	62	56
	女	100	100	84	70	62	60	57	53	46	43

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置又はその他(勾留状、引致状等による入所)により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない(用語の解説参照)。

2 1表(13-00-01)参照

3 新収容者の年齢

平成25年における新収容者の人員は10,914人で、前年（11,968人）に比べ1,054人（8.8%）減少している。男女別では、男子が9,880人（構成比90.5%）、女子が1,034人（同9.5%）である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年（平成25年）の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数で見て、17歳が19.7%と最も高く、次いで16歳が19.2%、19歳が16.8%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は総数と同様の傾向となっている（17歳19.9%、16歳19.3%、19歳17.2%）。女子は15歳が19.8%と最も高く、次いで16歳が18.7%、17歳が17.8%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区分	総数	年少 少年			中間 少年			年長 少年					
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人員	総数	10,914	3,060	132	1,186	1,742	4,246	2,100	2,146	3,608	1,700	1,836	72
	男	9,880	2,685	111	1,037	1,537	3,869	1,907	1,962	3,326	1,558	1,702	66
	女	1,034	375	21	149	205	377	193	184	282	142	134	6
構成比	総数	100.0	28.0	1.2	10.9	16.0	38.9	19.2	19.7	33.1	15.6	16.8	0.7
	男	100.0	27.2	1.1	10.5	15.6	39.2	19.3	19.9	33.7	15.8	17.2	0.7
	女	100.0	36.3	2.0	14.4	19.8	36.5	18.7	17.8	27.3	13.7	13.0	0.6
前年の構成比	100.0	27.2	1.1	10.2	15.9	39.5	19.2	20.3	33.3	15.5	17.2	0.5	

(注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。

2 前年の構成比とは、前年（平成24年）の総数に対する構成比である（以下この結果の概要において同じ。）。

3 5表（13-00-05）参照

4 新収容者の非行名

平成25年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が84.1%、特別法犯が12.1%、ぐ犯が3.8%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗（33.3%）、傷害（24.2%）、道路交通法違反（8.3%）の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男女ともに窃盗（男子34.3%、女子23.3%）、傷害（男子23.9%、女子26.9%）が上位を占める点は共通しているが、第3位以降は男女で相違が見られる。男子は道路交通法違反（8.9%）、恐喝（4.8%）、女子はぐ犯（15.9%）、覚せい剤取締法違反（6.9%）の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	10,914	100.0 (100.0)	9,880	100.0	1,034	100.0
刑 法 犯	9,182	84.1 (83.7)	8,462	85.6	720	69.6
公 務 執 行 妨 害	114	1.0 (1.1)	107	1.1	7	0.7
放 火	55	0.5 (0.5)	46	0.5	9	0.9
住 居 侵 入	226	2.1 (2.0)	217	2.2	9	0.9
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	353	3.2 (3.0)	347	3.5	6	0.6
殺 人	38	0.3 (0.3)	33	0.3	5	0.5
傷 害	2,640	24.2 (23.3)	2,362	23.9	278	26.9
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	118	1.1 (1.2)	110	1.1	8	0.8
窃 盗	3,632	33.3 (35.1)	3,391	34.3	241	23.3
強 盗	360	3.3 (3.8)	332	3.4	28	2.7
詐 欺	403	3.7 (2.5)	377	3.8	26	2.5
恐 喝	523	4.8 (5.5)	474	4.8	49	4.7
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	138	1.3 (1.2)	135	1.4	3	0.3
そ の 他	582	5.3 (4.3)	531	5.4	51	4.9
特 別 法 犯	1,322	12.1 (12.6)	1,172	11.9	150	14.5
覚 せ い 剤 取 締 法	105	1.0 (1.2)	34	0.3	71	6.9
道 路 交 通 法	901	8.3 (8.3)	884	8.9	17	1.6
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	14	0.1 (0.2)	9	0.1	5	0.5
そ の 他	302	2.8 (3.0)	245	2.5	57	5.5
ぐ 犯	410	3.8 (3.7)	246	2.5	164	15.9

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 ()内の数は、前年の構成比である。

3 6表(13-00-06)から8表(13-00-08)まで参照

5 新収容者の入所回数

平成25年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が70.0%、再入者が30.0%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	10,914	7,637	2,122	757	268	130
(構 成 比)	(100.0)	(70.0)	(19.4)	(6.9)	(2.5)	(1.2)
前年の構成比	100.0	68.7	19.9	7.2	2.5	1.7

(注) 11表(13-00-11)参照

6 新収容者の非行時の身上

平成25年における新収容者の非行時の身上は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが27.0%、該当なしが72.7%

となっている。男女別では、該当ありの男子が28.0%、女子が17.6%、該当なしの男子が71.7%、女子が82.2%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（17.8%）、2号観察中（7.1%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中がおおよそ9割を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区 分	総数	構成比		男	構成比		女	構成比	
総数	10,914	100.0	(100.0)	9,880	100.0		1,034	100.0	
該 当 あり	2,950	27.0	(28.7)	2,768	28.0		182	17.6	
1号観察中	1,947	17.8	(18.3)	1,834	18.6		113	10.9	
2号観察中	776	7.1	(8.1)	741	7.5		35	3.4	
試験観察中	補導委託 在宅	32	0.3	(0.3)	27	0.3	5	0.5	
		155	1.4	(1.5)	130	1.3	25	2.4	
刑執行猶予中	1	0.0	(-)	1	0.0		-	-	
施設在所中	39	0.4	(0.4)	35	0.4		4	0.4	
該 当 なし	7,930	72.7	(71.0)	7,080	71.7		850	82.2	
不 詳	34	0.3	(0.3)	32	0.3		2	0.2	

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 12表 (13-00-12) 参照

7 新収容者の居住状況

平成25年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が83.8%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が4.3%、知人宅が2.5%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子85.0%、女子72.1%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が12.9ポイント低くなっている。その一方で、知人宅が5.4%（男子2.2%）、同棲が5.0%（男子1.6%）、不定が3.7%（男子1.9%）とその割合が男子より高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区 分	総数	構成比		男	構成比		女	構成比	
総数	10,914	100.0	(100.0)	9,880	100.0		1,034	100.0	
家 族 と 居 住	9,141	83.8	(84.6)	8,396	85.0		745	72.1	
同 棲	209	1.9	(1.5)	157	1.6		52	5.0	
アパート・下宿・間借り・寮	471	4.3	(4.1)	430	4.4		41	4.0	
住 込 み	45	0.4	(0.4)	43	0.4		2	0.2	
作 業 員 宿 舎	19	0.2	(0.2)	19	0.2		-	-	
知 人 宅	277	2.5	(2.4)	221	2.2		56	5.4	
施 設	164	1.5	(1.6)	139	1.4		25	2.4	
不 良 者 の 居 所	68	0.6	(0.5)	45	0.5		23	2.2	
浮 浪	181	1.7	(1.2)	146	1.5		35	3.4	
旅 館 ・ ホ テ ル	14	0.1	(0.1)	6	0.1		8	0.8	
不 定	226	2.1	(2.3)	188	1.9		38	3.7	
そ の 他	40	0.4	(0.5)	34	0.3		6	0.6	
不 詳	59	0.5	(0.5)	56	0.6		3	0.3	

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 16表 (13-00-16) 参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成25年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が39.1%、関係のない者が59.0%となっている。なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係の有無にかかわらず窃盗（あり32.7%、なし33.6%）、傷害（あり25.7%、なし23.4%）の順になっている点は、結果の概要4「新収容者の非行名」で指摘された傾向と大きく変わらない。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、暴力行為等処罰に関する法律違反（あり51.4%、なし48.6%）、道路交通法違反（あり66.0%、なし33.2%）、毒物及び劇物取締法違反（あり78.6%、なし21.4%）においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り					な し		不詳	
			不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団				
総 数	100.0 [10,914]	39.1 [4,263]	10.9 [1,186]	21.1 [2,303]	6.2 [674]	0.9 [100]	59.0 [6,442]	1.9 [209]		
		(100.0)					(100.0)			
刑 法 犯	100.0	(81.4)	37.8	12.0	20.4	4.7	0.7	(86.0)	60.3	1.9
公 務 執 行 妨 害	100.0	(1.3)	49.1	8.8	36.0	4.4	-	(0.9)	50.9	-
放 火	100.0	(0.2)	16.4	7.3	5.5	3.6	-	(0.7)	83.6	-
住 居 侵 入	100.0	(1.6)	31.0	14.2	15.0	1.3	0.4	(2.3)	65.9	3.1
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	100.0	(0.7)	7.9	3.7	4.0	0.3	-	(5.0)	90.9	1.1
殺 人	100.0	(0.2)	18.4	-	18.4	-	-	(0.5)	81.6	-
傷 害	100.0	(25.7)	41.4	14.9	19.1	7.0	0.5	(23.4)	57.1	1.4
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	100.0	(1.1)	39.8	0.8	32.2	6.8	-	(1.1)	59.3	0.8
窃 盗	100.0	(32.7)	38.4	12.3	22.5	3.3	0.4	(33.6)	59.6	2.0
強 盗	100.0	(3.8)	44.4	6.7	27.2	8.9	1.7	(3.0)	53.1	2.5
詐 欺	100.0	(2.2)	23.6	5.0	12.9	2.2	3.5	(4.3)	69.0	7.4
恐 喝	100.0	(5.1)	41.7	9.0	25.6	5.5	1.5	(4.7)	57.4	1.0
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	100.0	(1.7)	51.4	27.5	15.9	8.0	-	(1.0)	48.6	-
そ の 他	100.0	(5.1)	37.6	12.5	19.1	5.0	1.0	(5.5)	60.8	1.5
特 別 法 犯	100.0	(16.2)	52.1	3.9	28.3	17.7	2.2	(9.4)	45.7	2.2
覚 せ い 剤 取 締 法	100.0	(0.8)	32.4	1.0	13.3	2.9	15.2	(1.0)	61.0	6.7
道 路 交 通 法	100.0	(14.0)	66.0	4.8	35.2	25.4	0.7	(4.6)	33.2	0.8
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	100.0	(0.3)	78.6	7.1	71.4	-	-	(0.0)	21.4	-
そ の 他	100.0	(1.1)	16.2	2.3	10.9	0.7	2.3	(3.7)	78.8	5.0
ぐ 犯	100.0	(2.4)	25.4	7.8	13.4	1.7	2.4	(4.7)	73.2	1.5
前 年 の 構 成 比	100.0		38.5	10.6	21.0	6.0	0.9		59.7	1.9

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 []内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。

3 20表(13-00-20)参照

9 新収容者の薬物等使用関係

平成25年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（第9表中の「あり」）は3.5%、使用していない者（同「なし」）は95.7%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は2.8%、女子は10.5%となっており、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻が0.5%、覚せい剤・有機溶剤がともに0.4%、麻薬・あへんが0.1%となっているが、女子は覚せい剤が7.0%、有機溶剤が0.8%、大麻が0.6%、麻薬・あへんが0.4%となっており、覚せい剤が高率となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比		男	構成比		女	構成比	
総数	10,914	100.0	(100.0)	9,880	100.0		1,034	100.0	
あり	383	3.5	(4.5)	274	2.8		109	10.5	
麻薬・あへん	12	0.1	(0.1)	8	0.1		4	0.4	
大麻	57	0.5	(0.7)	51	0.5		6	0.6	
覚せい剤	112	1.0	(1.4)	40	0.4		72	7.0	
有機溶剤	47	0.4	(0.8)	39	0.4		8	0.8	
その他	155	1.4	(1.5)	136	1.4		19	1.8	
なし	10,441	95.7	(94.8)	9,523	96.4		918	88.8	
不詳	90	0.8	(0.7)	83	0.8		7	0.7	

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 20表(13-00-20)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成25年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が45.0%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が39.5%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が43.1%と最も高く、次いで少年院送致が29.3%、試験観察が11.8%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が84.1%と最も高く、次いで保護不適のうち検察官送致が66.3%、少年院送致が62.0%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

鑑別判定	審判決定等	総数	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	その他	
			保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致							
総	数	10,914	4,708	219	3,195	70	197	76	1,162	1,284	3	
人員	保護不	29	20	-	-	-	-	7	-	2	-	
	在宅保護	4,311	3,625	3	59	10	8	25	128	453	-	
	保護観察											
	その他	68	18	4	2	23	-	-	1	20	-	
	少年院送致	4,909	947	28	3,043	3	33	23	94	737	1	
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	358	46	182	21	34	-	-	6	69	-	
	保護不適	92	5	-	18	-	61	1	6	1	-	
検察官送致												
その他	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-		
留	307	36	1	22	-	27	10	210	1	-		
判定未了	786	9	1	2	-	54	7	710	1	2		
その他	51	2	-	28	-	14	3	4	-	-		
総	数	(100.0)	100.0	43.1	2.0	29.3	0.6	1.8	0.7	10.6	11.8	0.0
構成比	保護不	(0.3)	100.0	69.0	-	-	-	-	24.1	-	6.9	-
	在宅保護	(39.5)	100.0	84.1	0.1	1.4	0.2	0.2	0.6	3.0	10.5	-
	保護観察											
	その他	(0.6)	100.0	26.5	5.9	2.9	33.8	-	-	1.5	29.4	-
	少年院送致	(45.0)	100.0	19.3	0.6	62.0	0.1	0.7	0.5	1.9	15.0	0.0
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	(3.3)	100.0	12.8	50.8	5.9	9.5	-	-	1.7	19.3	-
	保護不適	(0.8)	100.0	5.4	-	19.6	-	66.3	1.1	6.5	1.1	-
検察官送致												
その他	(0.0)	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	
留	(2.8)	100.0	11.7	0.3	7.2	-	8.8	3.3	68.4	0.3	-	
判定未了	(7.2)	100.0	1.1	0.1	0.3	-	6.9	0.9	90.3	0.1	0.3	
その他	(0.5)	100.0	3.9	-	54.9	-	27.5	5.9	7.8	-	-	

(注) 1 ()内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 27表(13-00-27)参照

11 鑑別の受付人員及び終了人員

平成25年における鑑別の受付人員は48,909人で、前年（50,131人）に比べ1,222人（2.4%）減少している。また、同年の鑑別の終了人員は受付人員（48,909人）の96.2%に当たる47,029人で、前年（48,617人）に比べ1,588人（3.3%）減少している。

なお、最近5年間の鑑別の受付人員及び終了人員の構成比は、第11表及び第12表のとおりである。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省関係			一般		
		自所収容者	在宅者	その他	関係	検察	矯正		保護	
平成21年	100.0	32.6	32.1	0.5	0.0	16.6	0.0	7.2	9.3	50.8
22	100.0	30.5	30.0	0.5	0.0	20.7	0.0	9.0	11.6	48.8
23	100.0	26.8	26.3	0.4	0.0	20.3	0.0	8.6	11.7	53.0
24	100.0	25.9	25.3	0.5	0.0	18.8	0.0	7.7	11.1	55.3
25	100.0	25.0	24.2	0.8	0.0	18.6	0.0	7.5	11.1	56.4
	(48,909)	(12,242)	(11,851)	(381)	(10)	(9,096)	(16)	(3,654)	(5,426)	(27,571)
対前年増減比(%)	-2.4	-5.6	-6.7	51.8	0.0	-3.7	60.0	-5.0	-2.9	-0.6

(注) 1 () 内の数は実人員である。

2 対前年増減比(%)は、実人員の前年実人員に対する増減比を示す。

3 3表(13-00-03)参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省関係			一般		
		自所収容者	在宅者	その他	関係	検察	矯正		保護	
平成21年	100.0	29.4	28.8	0.5	0.0	17.5	0.0	7.6	10.0	53.1
22	100.0	27.9	27.4	0.5	0.0	21.4	0.0	9.3	12.1	50.7
23	100.0	24.3	23.8	0.5	0.0	21.0	0.0	8.8	12.1	54.7
24	100.0	23.6	23.1	0.5	0.0	19.4	0.0	7.9	11.5	57.0
25	100.0	22.3	21.5	0.8	0.0	19.1	0.0	7.8	11.3	58.6
	(47,029)	(10,473)	(10,089)	(374)	(10)	(8,990)	(16)	(3,646)	(5,328)	(27,566)
対前年増減比(%)	-3.3	-8.7	-10.1	54.5	0.0	-4.6	60.0	-4.6	-4.7	-0.6

(注) 1 () 内の数は実人員である。

2 対前年増減比(%)は、実人員の前年実人員に対する増減比を示す。

3 3表(13-00-03)参照

12 退所者の退所事由別人員

平成25年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は11,529人で、前年（12,705人）に比べ1,176人（9.3%）減少している。これを男女別に見ると、男子が10,409人（構成比90.3%）、女子が1,120人（同9.7%）となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が4,708人と最も多く、次いで少年院送致が3,195人、試験観察が1,284人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区 分	総数	保 護 処 分			知事 ・ 児童 相談 所長 送致	検 察 官 送 致	審 判 不 開 始 ・ 不 処 分	観 護 措 置 の 取 消 し	試 験 観 察	その他
		保 護 観 察	児 童 自 立 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設 送 致	少 年 院 送 致						
人員 { 総数	11,529	4,708	219	3,195	70	197	76	1,162	1,284	618
男	10,409	4,271	182	2,916	65	182	66	1,063	1,132	532
女	1,120	437	37	279	5	15	10	99	152	86
(構 成 比)	(100.0)	(40.8)	(1.9)	(27.7)	(0.6)	(1.7)	(0.7)	(10.1)	(11.1)	(5.4)
前年の構成比	100.0	41.1	1.9	27.6	0.4	1.5	0.7	9.5	11.5	5.8

(注) 1表(13-00-01)参照

II 少年院

1 収容状況

平成25年における全国の少年院の1日平均収容人員は3,054人で、前年(3,211人)に比べ157人(4.9%)減少している。男女別では、男子が2,769人(構成比90.7%)、女子が286人(同9.4%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成16年を100とした指数で見ると、同25年は総数が67(男子67、女子62)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成16年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
人員	総数	4,585	4,217	4,017	3,716	3,474	3,579	3,410	3,191	3,211	3,054
	男	4,124	3,729	3,548	3,309	3,083	3,183	3,056	2,866	2,906	2,769
	女	462	487	469	407	391	396	354	326	305	286
指数	総数	100	92	88	81	76	78	74	70	70	67
	男	100	90	86	80	75	77	74	69	70	67
	女	100	105	102	88	85	86	77	71	66	62

(注) 少年院の統計表(以下記載を省略。)の1表(13-00-01)参照

2 新収容者の人員

平成25年における新収容者の人員は3,193人で、前年(3,498人)に比べ305人(8.7%)減少している。男女別では、男子が2,915人(構成比91.3%)、女子が278人(同8.7%)となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成16年を100とした指数で見ると、同25年は、総数が60(男子が61、女子が53)となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区分	平成16年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
人員	総数	5,300	4,878	4,482	4,074	3,971	3,962	3,619	3,486	3,498	3,193
	男	4,772	4,299	3,996	3,665	3,583	3,544	3,285	3,157	3,206	2,915
	女	528	579	486	409	388	418	334	329	292	278
指数	総数	100	92	85	77	75	75	68	66	66	60
	男	100	90	84	77	75	74	69	66	67	61
	女	100	110	92	77	73	79	63	62	55	53

(注) 1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう(用語の解説参照)。

2 7表(13-00-07)参照

3 新収容者の年齢

平成25年における新収容者の年齢別人員及び構成比（処遇区分別）は、第3表のとおりである。新収容者総数（3,193人）について年齢別構成比を見ると、17歳が22.1%と最も高く、次いで16歳が20.0%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は17歳（22.3%）、16歳（20.0%）、19歳（19.7%）だが、女子は15歳、16歳、17歳がいずれも20.1%で同水準となっている。

次に、処遇区分ごとに男女の年齢別構成比を見ると、一般短期処遇では男女ともに中間少年（男子48.2%、女子48.6%）が最も高く、男子においては特修短期処遇も同様である（48.3%、女子の特修短期処遇は15歳が1名のみである。）。長期処遇では、男子は年長少年（42.3%）が最も高く、女子は中間少年（39.2%）が最も高くなっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比（処遇区分別）

区分	総数	少年			中間少年			年長少年						
		少年	13歳以下	14歳	15歳	少年	16歳	17歳	少年	18歳	19歳	20歳以上		
人員	総数	3,193	641	11	204	426	1,345	640	705	1,207	591	615	1	
	男	2,915	555	8	177	370	1,233	584	649	1,127	553	573	1	
	女	278	86	3	27	56	112	56	56	80	38	42	-	
構成比	総数	100.0	20.1	0.3	6.4	13.3	42.1	20.0	22.1	37.8	18.5	19.3	0.0	
	男	100.0	19.0	0.3	6.1	12.7	42.3	20.0	22.3	38.7	19.0	19.7	0.0	
	女	100.0	30.9	1.1	9.7	20.1	40.3	20.1	20.1	28.8	13.7	15.1	-	
	前年の構成比	100.0	20.2	0.3	7.0	12.9	41.4	19.4	21.9	38.5	18.1	20.3	0.0	
処遇区分	一般短期処遇		100.0	23.5	-	6.0	17.5	48.2	23.1	25.1	28.4	15.9	12.5	-
	男	100.0	27.0	-	5.4	21.6	48.6	27.0	21.6	24.3	10.8	13.5	-	
	女	100.0	17.2	-	10.3	6.9	48.3	13.8	34.5	34.5	27.6	6.9	-	
	特修短期処遇	
	男	100.0	17.5	0.4	6.0	11.1	40.2	19.1	21.1	42.3	19.9	22.3	0.0	
	女	100.0	31.3	1.3	10.4	19.6	39.2	19.2	20.0	29.6	14.2	15.4	-	

(注) 1 少年院新収容者における女子の特修短期処遇の人員は例年僅少であり、調査年においても15歳に1名のみと僅少であったため、構成比から除外した。

2 24表（13-00-24）参照

4 新収容者の少年院の種類及び処遇区分

平成25年における新収容者の少年院の種類及び処遇区分別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、中等が78.4%と最も高く、次いで初等が18.0%、医療が2.3%、特別が1.4%となっている。

次に、処遇区分別構成比を見ると、長期処遇が74.8%と最も高く、次いで一般短期処遇が24.2%、特修短期処遇が0.9%となっている。

第4表 新収容者の少年院の種類及び処遇区分別人員・構成比

種類 処遇区分	総数	初等	中等	特別	医療
総数	3,193 (100.0)	574 (18.0)	2,502 (78.4)	44 (1.4)	73 (2.3)
一般短期処遇	774 (24.2)	173	601	-	-
特修短期処遇	30 (0.9)	6	24	-	-
長期処遇	2,389 (74.8)	395	1,877	44	73
前年の構成比	100.0	18.2	77.9	1.7	2.3

(注) 1 () 内の数は、新収容者総数 (3,193名) に対する構成比である。

2 10表 (13-00-10) 参照

5 新収容者の非行名

平成25年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が86.8%、特別法犯が10.3%、ぐ犯が2.9%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗 (31.9%)、傷害 (24.2%)、強盗 (7.0%)、道路交通法違反 (6.7%) となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗 (33.3%)、傷害 (24.0%)、強盗及び道路交通法違反 (いずれも7.2%)、女子は傷害 (27.0%)、窃盗 (16.9%)、覚せい剤取締法違反 (16.5%)、ぐ犯 (14.0%) となっている。

なお、男女別構成比の相違点としては、男子で上位にある道路交通法違反は女子においては1.4%と低く、女子の構成比の中では下位にある一方で、女子において上位にある覚せい剤取締法違反、ぐ犯が男子においてはそれぞれ覚せい剤取締法違反0.8%、ぐ犯1.9%と低く、男子の構成比の中では下位にあることなどが挙げられる。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	3,193	100.0 (100.0)	2,915	100.0	278	100.0
刑 法 犯	2,771	86.8 (86.0)	2,596	89.1	175	62.9
公務執行妨害	20	0.6 (0.8)	19	0.7	1	0.4
放火	27	0.8 (0.9)	23	0.8	4	1.4
住居侵入	24	0.8 (0.5)	23	0.8	1	0.4
強制わいせつ・強姦	153	4.8 (5.1)	151	5.2	2	0.7
殺人	24	0.8 (0.6)	20	0.7	4	1.4
傷害	774	24.2 (24.0)	699	24.0	75	27.0
自動車運転過失致死傷	51	1.6 (1.5)	49	1.7	2	0.7
窃盗	1,017	31.9 (33.8)	970	33.3	47	16.9
強盗	223	7.0 (6.9)	210	7.2	13	4.7
詐欺	184	5.8 (3.7)	172	5.9	12	4.3
恐喝	163	5.1 (5.4)	155	5.3	8	2.9
暴力行為等処罰に関する法律	18	0.6 (0.5)	17	0.6	1	0.4
その他	93	2.9 (2.4)	88	3.0	5	1.8
特 別 法 犯	328	10.3 (11.2)	264	9.1	64	23.0
覚せい剤取締法	68	2.1 (2.3)	22	0.8	46	16.5
道路交通法	215	6.7 (7.3)	211	7.2	4	1.4
毒物及び劇物取締法	4	0.1 (0.3)	1	0.0	3	1.1
その他	41	1.3 (1.3)	30	1.0	11	4.0
ぐ 犯	94	2.9 (2.7)	55	1.9	39	14.0

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 ()内の数は、前年の構成比である。

3 7表(13-00-07)参照

6 新収容者の入院回数

平成25年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者(今回の入院を含めて入院2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が83.1%、再入者が16.9%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人 員	3,193	2,652	458	75	8
(構 成 比)	(100.0)	(83.1)	(14.3)	(2.3)	(0.3)
前年の構成比	100.0	82.2	15.3	2.2	0.3

(注) 25表(13-00-25)参照。なお、同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているため、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者の薬物等使用関係

平成25年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）7.7%、使用していない者（同「なし」）92.2%となっている。さらに、使用していた者（7.7%）について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に覚せい剤（2.5%）、大麻（1.0%）、有機溶剤（0.8%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が6.2%であるのに対し、女子が23.4%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比については、男子は覚せい剤（1.1%）、大麻（1.0%）、有機溶剤（0.7%）となっており、いずれも1%前後であるのに対し、女子は覚せい剤が最も高く（16.9%）、次いで有機溶剤（1.8%）、大麻（1.1%）の順となっており、男子に比べ女子は覚せい剤が高率となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	3,193	100.0	(100.0)	2,915	100.0	278	100.0
あ	り	247	7.7	(8.8)	182	6.2	65	23.4
	麻薬・あへん	8	0.3	(0.2)	6	0.2	2	0.7
	大 麻	31	1.0	(1.5)	28	1.0	3	1.1
	覚 せ い 剤	79	2.5	(3.1)	32	1.1	47	16.9
	有 機 溶 剤	26	0.8	(1.7)	21	0.7	5	1.8
	そ の 他	103	3.2	(2.3)	95	3.3	8	2.9
な	し	2,945	92.2	(91.2)	2,732	93.7	213	76.6
不	詳	1	0.0	(0.1)	1	0.0	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 14表 (13-00-14) 参照

8 新収容者の共犯関係

平成25年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者57.5%、共犯関係がない者41.4%となっている。また、共犯関係がある者（57.5%）の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間（37.0%）、不良集団（10.0%）、学校仲間（5.0%）となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が58.3%、女子が49.3%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間（男子37.7%、女子29.9%）が最も高く、次いで男子が不良集団（10.7%）、学校仲間（5.1%）、女子は学校仲間（4.7%）、不良集団（2.5%）の順となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比		女	構成比	
総	数	3,193	100.0	(100.0)	2,915	100.0		278	100.0	
あ	り	1,835	57.5	(57.0)	1,698	58.3		137	49.3	
	学校仲間	161	5.0	(4.7)	148	5.1		13	4.7	
	遊び仲間	1,182	37.0	(38.9)	1,099	37.7		83	29.9	
	職場仲間	35	1.1	(0.9)	33	1.1		2	0.7	
	施設仲間	9	0.3	(0.4)	9	0.3		-	-	
	親族	33	1.0	(0.9)	30	1.0		3	1.1	
	行きずり	20	0.6	(0.4)	16	0.5		4	1.4	
	不良集団	319	10.0	(9.1)	312	10.7		7	2.5	
	その他	76	2.4	(1.7)	51	1.7		25	9.0	
な	し	1,322	41.4	(42.4)	1,186	40.7		136	48.9	
不	詳	36	1.1	(0.7)	31	1.1		5	1.8	

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表 (13-00-21) 参照

9 新収容者の非行時の身上

平成25年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者55.4%、該当のない者44.6%となっている。また、該当のある者(55.4%)について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が36.8%と最も高く、次いで2号観察中が13.3%、試験観察中が4.8%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は総数同様、該当のある者(57.0%)が該当のない者(43.0%)を上回っているが、女子は該当のない者(61.2%)が該当のある者(38.8%)を上回っている。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比		女	構成比	
総	数	3,193	100.0	(100.0)	2,915	100.0		278	100.0	
該	当	1,769	55.4	(56.9)	1,661	57.0		108	38.8	
	あ									
	り									
	1号観察中	1,176	36.8	(36.8)	1,114	38.2		62	22.3	
	2号観察中	425	13.3	(14.9)	407	14.0		18	6.5	
	試験観察中	24	0.8	(0.5)	21	0.7		3	1.1	
	補導委託									
	在宅	130	4.1	(4.0)	106	3.6		24	8.6	
	刑執行猶予中	-	-	(-)	-	-		-	-	
	施設在所中	14	0.4	(0.7)	13	0.4		1	0.4	
該	当	1,424	44.6	(43.1)	1,254	43.0		170	61.2	
不	詳	-	-	(-)	-	-		-	-	

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 16表 (13-00-16) 参照

10 新収容者の非行時の職業

平成25年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の35.9%、学生・生徒ではない無職者が33.4%、学生・生徒である無職者が30.7%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設採掘が18.5%で最も高く、次いで生産工程が7.5%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その 他の 職業	無職者		不詳
				調理 関係	接客 関係	その他							学生 ・生徒	その他	
総 数 (構 成 比)	3,193 (100.0)	5 (0.2)	17 (0.5)	21 (0.7)	110 (3.4)	39 (1.2)	18 (0.6)	25 (0.8)	240 (7.5)	592 (18.5)	25 (0.8)	53 (1.7)	979 (30.7)	1,068 (33.4)	1 (0.0)
前年の構成比	100.0	0.1	0.7	0.5	3.6	1.2	0.4	1.2	9.2	13.4	1.6	1.8	31.4	34.9	-

(注) 30表 (13-00-30) 参照

11 新収容者の教育程度

平成25年における新収容者の処遇区分別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、昨年同様高等学校中退が最も高く34.4%、次いで中学校卒業が28.9%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は14.5%、高等学校在学中の者の占める割合は17.5%となっている。

次に、処遇区分ごとに教育程度別の構成比を見ると、いずれも高等学校中退が最も高くなっている点は同じである（一般短期処遇34.0%、特修短期処遇36.7%、長期処遇34.5%）。次点以降については、一般短期処遇及び長期処遇はともに中学校卒業（一般短期処遇22.0%、長期処遇31.4%）、高等学校在学（一般短期処遇21.2%、長期処遇16.3%）となっている一方で、特修短期処遇は高等学校在学（23.3%）、中学校在学（20.0%）となっている。

第11表 新収容者の処遇区分別教育程度の構成比

教育程度 処遇区分	総数	中学校					高等 学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳			
総数	100.0 (3,193)	43.6 (1,391)	14.5 (464)	28.9 (922)	0.2 (5)	- (-)	55.6 (1,774)	17.5 (560)	34.4 (1,099)	3.6 (115)	- (-)	0.9 (28)
男	100.0	43.5	13.9	29.4	0.2	-	55.6	17.2	34.8	3.7	-	0.9
女	100.0	44.6	20.9	23.7	-	-	54.7	21.2	30.9	2.5	-	0.7
前年の構成比	100.0	45.1	14.6	30.4	0.1	-	54.1	18.1	32.6	3.4	-	0.8
一般短期処遇	100.0	40.2	18.2	22.0	-	-	59.2	21.2	34.0	4.0	-	0.6
特修短期処遇	100.0	30.0	20.0	10.0	-	-	66.7	23.3	36.7	6.7	-	3.3
長期処遇	100.0	44.8	13.3	31.4	0.2	-	54.2	16.3	34.5	3.4	-	0.9

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 28表 (13-00-28) 参照

12 新収容者の不良集団関係

平成25年における新収容者の処遇区分及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者46.9%、関係のない者52.1%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が28.0%と最も高く、次いで暴走族が9.0%、不良生徒・学生集団が8.0%となっている。

次に、処遇区分別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、一般短期処遇が51.9%、特修短期処遇が43.3%、長期処遇が45.3%となっている。

なお、保護者別の実数については、実父母1,011人、実父365人、実母1,262人、実父義母79人、義父実母319人、養父（母）36人、その他112人、なし9人となっている。

第12表 新収容者の処遇区分及び保護者別不良集団関係の構成比

処遇区分・保護者		不良集団						なし	不詳
		総数	あり	不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団		
処 遇 区 分	総 数	100.0 (3,193)	46.9 (1,497)	8.0 (256)	28.0 (895)	9.0 (286)	1.9 (60)	52.1 (1,665)	1.0 (31)
	一般短期処遇	100.0	51.9	11.2	27.4	12.8	0.5	47.0	1.0
	特修短期処遇	100.0	43.3	10.0	30.0	3.3	-	56.7	-
	長期処遇	100.0	45.3	6.9	28.2	7.8	2.3	53.7	1.0
前年の構成比		100.0	47.1	8.2	28.4	9.1	1.4	51.5	1.3
保 護 者	実 父 母	100.0	44.9	8.0	24.3	10.4	2.2	54.1	1.0
	実 父	100.0	44.1	6.3	29.0	6.0	2.7	54.2	1.6
	実 母	100.0	50.4	9.4	30.7	9.1	1.2	48.8	0.8
	実 父 義 母	100.0	36.7	6.3	20.3	8.9	1.3	63.3	-
	義 父 実 母	100.0	46.1	7.5	27.9	9.1	1.6	53.0	0.9
	養 父（母）	100.0	44.4	5.6	27.8	11.1	-	55.6	-
	そ の 他	100.0	45.5	1.8	34.8	2.7	6.3	52.7	1.8
	な し	100.0	33.3	-	22.2	11.1	-	66.7	-
不 詳	

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 31表 (13-00-31)及び35表 (13-00-35)参照

3 平成25年は保護者不詳の該当がなかった。

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成25年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者76.3%、ない者23.7%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が50.0%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が30.8%、少年院送致が15.6%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は93.6%に当たる2,281人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が27.1%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が20.2%、1月を超え3月以内が15.5%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

前回処分 再非行までの期間	総数	あり								なし	不詳	
		保護処分			知事・児 童相談所 長送致	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	刑の執 行・執 行猶予 等				
		保 護 観 察	児 童自 立 支 援 施 設・ 児 童 養 護 施 設 送 致	少 年 院 送 致								
人員	総数	3,193	2,437	1,218	43	381	18	27	750	-	756	-
	男	2,915	2,288	1,141	40	361	16	26	704	-	627	-
	女	278	149	77	3	20	2	1	46	-	129	-
構成比	総数	100.0	76.3	38.1	1.3	11.9	0.6	0.8	23.5	-	23.7	-
	男	100.0	78.5	39.1	1.4	12.4	0.5	0.9	24.2	-	21.5	-
	女	100.0	53.6	27.7	1.1	7.2	0.7	0.4	16.5	-	46.4	-
前年の構成比		100.0	77.4	38.8	1.8	12.7	0.4	0.7	23.0	-	22.6	-
処分あり	<100.0>		2,437	1,218	43	381	18	27	750	-		
			(100.0)	(50.0)	(1.8)	(15.6)	(0.7)	(1.1)	(30.8)	(-)		
前回処分後の非行	<93.6>	[100.0]	2,281	1,154	43	359	18	21	686	-		
1月以内	[7.7]		176	95	6	21	3	1	50	-		
3月以内	[15.5]		354	194	8	55	-	6	91	-		
6月以内	[20.2]		460	238	5	84	7	3	123	-		
1年以内	[27.1]		618	307	11	104	4	7	185	-		
1年6月以内	[13.4]		305	165	6	54	-	1	79	-		
2年以内	[7.4]		168	71	4	24	1	2	66	-		
2年を超える	[8.8]		200	84	3	17	3	1	92	-		
前回処分前の非行	<6.3>		154	64	-	20	-	6	64	-		
施設在所中の非行	<0.1>		2	-	-	2	-	-	-	-		
不詳	<->		-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 1 ()内の数は、前回処分ありの者について前回処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 18表(13-00-18)参照

14 新収容者の非行名別処遇課程等

平成25年における新収容者の非行名別処遇課程等の人員は、第14表のとおりである。処遇課程等別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、長期処遇の職業能力開発課程（V）が1,509人、一般短期処遇（S）が774人、長期処遇の生活訓練課程（G）が336人となっている。

さらに、これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、長期処遇の職業能力開発課程は窃盗（494人）、傷害（345人）、強盗（117人）、一般短期処遇は窃盗（253人）、傷害（191人）、道路交通法違反（95人）、長期処遇の生活訓練課程は、傷害（92人）、窃盗（90人）、強盗（42人）の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別処遇課程等の人員

非 行 名	総数	短期処遇			長期処遇							
		S	O		G	V	E	H	P	M		
総 数	3,193 (100.0)	804 (25.2)	774 (24.2)	30 (0.9)	2,389 (74.8)	336 (10.5)	1,509 (47.3)	251 (7.9)	220 (6.9)	24 (0.8)	49 (1.5)	
刑 法 犯 罪	2,771	687	660	27	2,084	305	1,304	228	191	19	37	
公務執行妨害	20	5	4	1	15	3	10	2	-	-	-	
放火	27	1	1	-	26	1	6	4	10	1	4	
住居侵入	24	9	8	1	15	2	8	1	3	-	1	
強制わいせつ・強姦	153	24	22	2	129	18	63	22	23	-	3	
殺人	24	-	-	-	24	5	6	1	9	-	3	
傷害	774	199	191	8	575	92	345	85	39	3	11	
自動車運転過失致死傷	51	13	13	-	38	7	29	-	-	1	1	
窃盗	1,017	259	253	6	758	90	494	79	76	11	8	
強盗	223	44	44	-	179	42	117	11	8	-	1	
詐欺	184	55	50	5	129	18	100	5	2	1	3	
恐喝	163	45	44	1	118	24	73	11	9	-	1	
暴力行為等処罰に関する法律	18	4	4	-	14	-	12	2	-	-	-	
その他の	93	29	26	3	64	3	41	5	12	2	1	
特 別 法 犯 罪	328	110	107	3	218	28	160	5	15	3	7	
覚せい剤取締法	68	2	2	-	66	6	52	-	4	2	2	
道路交通法	215	98	95	3	117	19	88	4	5	-	1	
毒物及び劇物取締法	4	1	1	-	3	-	3	-	-	-	-	
その他の	41	9	9	-	32	3	17	1	6	1	4	
ぐ 犯 罪	94	7	7	-	87	3	45	18	14	2	5	
前 年 の 構 成 比	100.0	23.7	22.6	1.1	76.3	11.4	47.7	8.4	6.6	0.8	1.5	

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照

3 ()内の数は、新収容者総数に対する処遇課程等ごとの構成比である。

4 16表 (13-00-16)参照

15 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

平成25年における新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者（前回処遇課程等のある者）541人（新収容者に対する構成比16.9%）について前回と今回の処遇課程等を見ると、前回処遇課程等で最も多い職業能力開発課程（V）の者（219人）の今回の処遇課程等は生活訓練課程（G）が127人と最も多く、次いで職業能力開発課程が85人となっている。次に多い一般短期処遇（S）の者（144人）の今回処遇課程等は、職業能力開発課程が109人と最多で、次いで生活訓練課程が24人となっており、前年と同様の傾向にある。

第15表 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等の人員

前回処遇課程等 今回処遇課程等	総数	あり	短期処遇			長期処遇							なし
			S	O	G		V	E	H	P	M		
総数	3,193	541 (100.0)	149 (27.5)	144 (26.6)	5 (0.9)	392 (72.5)	41 (7.6)	219 (40.5)	76 (14.0)	51 (9.4)	1 (0.2)	4 (0.7)	2,652
短期処遇	804	5	4	2	2	1	-	-	1	-	-	-	799
S	774	5	4	2	2	1	-	-	1	-	-	-	769
O	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
長期処遇	2,389	536	145	142	3	391	41	219	75	51	1	4	1,853
G	336	217	24	24	-	193	34	127	20	11	-	1	119
V	1,509	265	112	109	3	153	4	85	49	15	-	-	1,244
E	251	6	3	3	-	3	-	-	2	1	-	-	245
H	220	25	1	1	-	24	-	3	1	20	-	-	195
P	24	5	3	3	-	2	-	2	-	-	-	-	19
M	49	18	2	2	-	16	3	2	3	4	1	3	31

(注) 1 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照

2 ()内の数は、再入者（前回処遇課程等のある者）に対する処遇課程等ごとの構成比である。

3 34表 (13-00-34)参照

16 出院者の人員

平成25年における出院者の人員は3,437人で、前年に比べ3人(0.1%)減少している。これを男女別に見ると、男子が3,124人(構成比90.9%)、女子が313人(同9.1%)となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が9人(構成比0.3%)、仮退院が3,428人(同99.7%)となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区分	平成16年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
人員	総数	5,626	5,023	4,799	4,405	4,033	3,892	3,912	3,625	3,440	3,437
	男	5,097	4,497	4,249	3,938	3,626	3,492	3,491	3,289	3,142	3,124
	女	529	526	550	467	407	400	421	336	298	313
人員	退院	190	137	88	61	39	23	29	24	19	9
	仮退院	5,436	4,886	4,711	4,344	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	3.4	2.7	1.8	1.4	1.0	0.6	0.7	0.7	0.6	0.3
	仮退院	96.6	97.3	98.2	98.6	99.0	99.4	99.3	99.3	99.4	99.7

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう(用語の解説参照)。

2 1表(13-00-01)参照

17 仮退院者の処遇区別在院期間

平成25年における仮退院者のうち、短期処遇対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、一般短期処遇においては、141～161日が52.2%と最も高く、次いで120～140日が28.9%、162～182日が17.7%の順となっており、前年同様の傾向にある。

また、特修短期処遇においては、78～98日が58.1%であり、次いで57～77日が35.5%となっている。

第17表 仮退院者(短期処遇対象者)の在院期間別人員及び構成比

処遇区分	在院期間	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上
	人員	一般短期処遇	758	-	-	-	1	219	396	134
特修短期処遇		31	-	11	18	2	-	-	-	-
構成比	一般短期処遇	100.0	-	-	-	0.1	28.9	52.2	17.7	1.1
		(100.0)	(-)	(-)	(0.1)	(-)	(29.2)	(54.3)	(15.6)	(0.8)
	特修短期処遇	100.0	-	35.5	58.1	6.5	-	-	-	-
		(100.0)	(-)	(64.3)	(35.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 41表(13-00-41)及び42表(13-00-42)参照

次に、長期処遇対象者の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が42.9%と最も高く、次いで361～450日が41.0%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（長期処遇対象者）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分	総数	180日 以下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
人 員	2,639	-	7	1,131	1,081	227	106	38	49
構成比 (前年の構成比)	100.0 (100.0)	- (-)	0.3 (0.3)	42.9 (43.5)	41.0 (40.1)	8.6 (9.2)	4.0 (3.8)	1.4 (1.4)	1.9 (1.8)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 40表 (13-00-40)参照

18 出院者の職業補導

平成25年における出院者の職業補導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業補導を受けた者は出院者の94.7%に当たる3,254人である。

次に、職業補導を受けた者（94.7%）について、その内訳を見ると、農業が24.6%と最も多く、次いで木工が10.1%、溶接が9.8%、窯業が9.1%の順となっている。

第19表 出院者の職業補導種目別実施人員及び構成比

種 目	人員	構成比	種目	人員	構成比
総 数	3,437	100.0 (100.0)	事務・ワープロ	302	8.8 (6.5)
木 工	348	10.1 (10.9)	建設機械運転	12	0.3 (1.1)
窯 業	314	9.1 (10.5)	農 業	846	24.6 (23.2)
建 築	3	0.1 (0.1)	土 木 建 築	100	2.9 (3.5)
園 芸	302	8.8 (9.4)	応接サービス	34	1.0 (0.7)
溶 接	338	9.8 (11.2)	手 工 芸	125	3.6 (3.3)
板 金	1	0.0 (0.3)	配 管	13	0.4 (0.2)
職 業 指 導	122	3.5 (2.6)	介 護 サービス	45	1.3 (1.6)
自 動 車 整 備	21	0.6 (0.7)	ク リ ー ニ ン グ	74	2.2 (2.2)
情 報 処 理	63	1.8 (1.5)	理 容	-	- (-)
電 気 工 事	26	0.8 (0.6)	そ の 他	118	3.4 (2.6)
印 刷	9	0.3 (0.2)			
技 術 家 庭	38	1.1 (0.7)	な し	183	5.3 (6.6)

(注) 1 職業補導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 ()内の数は、前年の構成比である。

3 45表 (13-00-45)参照

19 出院者の資格・免許

平成25年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業補導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の49.0%に当たる1,685人である。

次に、職業補導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の50.6%に当たる1,738人である。いずれも前年の構成比（関連のある資格・免許50.2%、関連のない資格・免許50.9%）から大きな変化は見られない。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業補導に関連のあるもの			職業補導に関連のないもの		
	人員	構成比		人員	構成比	
総 数	3,437	100.0	(100.0)	3,437	100.0	(100.0)
ガス溶接技能講習	368	10.7	(10.0)	121	3.5	(2.8)
アーク溶接特別教育	111	3.2	(3.0)	26	0.8	(0.4)
手アーク溶接検定	81	2.4	(3.8)	7	0.2	(0.0)
半自動溶接検定	9	0.3	(0.3)	1	0.0	(-)
ステンレス鋼等溶接検定	-	-	(0.1)	-	-	(-)
珠算検定(3級以上)	-	-	(0.0)	87	2.5	(3.1)
珠算検定(4級以下)	1	0.0	(0.1)	368	10.7	(11.9)
自動車整備士	4	0.1	(0.3)	-	-	(-)
基本情報技術者	8	0.2	(0.1)	1	0.0	(-)
電気工事士	18	0.5	(0.4)	-	-	(-)
危険物取扱者	103	3.0	(3.7)	417	12.1	(12.3)
パソコン検定	101	2.9	(2.1)	4	0.1	(0.1)
ワープロ検定	215	6.3	(5.7)	13	0.4	(0.9)
大型特殊自動車運転免許	41	1.2	(1.3)	3	0.1	(-)
車両系建設機械運転技能講習	46	1.3	(0.8)	6	0.2	(0.4)
小型車両系建設機械運転特別教育	262	7.6	(9.0)	254	7.4	(5.9)
販売士	47	1.4	(1.3)	1	0.0	(0.1)
簿記検定	2	0.1	(0.1)	1	0.0	(0.1)
消防設備士	-	-	(0.1)	-	-	(-)
訪問介護員養成研修	45	1.3	(1.2)	-	-	(-)
クリニク	12	0.3	(0.3)	-	-	(-)
その他	211	6.1	(6.5)	428	12.5	(13.0)
な し	1,752	51.0	(49.8)	1,699	49.4	(7.0)

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なものを計上した。

2 「職業補導に関連のないもの」の「その他」は、中学校卒業程度認定試験、高等学校卒業程度認定試験（一部科目合格）及び高等学校卒業程度認定試験（認定試験合格）を含む。

3 ()内の数は、前年の構成比である。

4 47表(13-00-47)及び48表(13-00-48)参照